

## 県立婦人保護施設評価員会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県立婦人保護施設評価員会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 会議は県立婦人保護施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき岐阜県が指定した者が管理する施設。)の管理運営状況その他評価員の代表者が必要と認められた事項を総合的に評価するものとする。

### (組織)

第3条 会議は、別表に定める評価員で構成する。

2 会議に代表者を置き、評価員の互選によって定める。

3 代表者は、評価員を代表し、会務を総理する。

4 代表者に事故があるとき、又は代表者が欠けたときは、あらかじめ代表者が指定する評価員がその職務を代理する。

### (任期)

第4条 評価員の任期は2年とする。ただし、補欠の評価員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評価員は、再任されることができる。

### (会議)

第5条 会議は、事務局が招集する。

2 評価員の代表者は必要と認めるときは、関係者に対し出席又は資料の提出を求めることができる。

3 会議は原則公開とする。会議結果は事務局が作成し、各評価員の同意を得て公表する。

### (事務局)

第6条 会議の事務局は、岐阜県健康福祉部に置き、健康福祉政策課及び子ども家庭課が所管する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、評価員の代表者が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

所属・役職等
岐阜県弁護士会所属弁護士
社会福祉施設施設長
学識経験者
措置元自治体代表
ボランティア代表